

指定介護老人福祉施設運営規程

社会福祉法人 清 澄 会

社会福祉法人清澄会指定介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清澄会（以下「法人」という。）が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム白鶴ホーム」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 職員は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

(1) 名 称 特別養護老人ホーム白鶴ホーム

(2) 所在地 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号

(3) 定 員 50名

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 医師 1名以上（嘱託医）

医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を取る。

(3) 生活相談員 1名（常勤兼務）

生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

(4) 看護職員 2名以上（常勤・非常勤兼務）

看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 介護職員 18名以上（常勤・非常勤兼務）

介護職員は、入所者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

(6) 栄養士又は管理栄養士 1名（常勤兼務）

栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上(常勤・非常勤兼務)

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(8) 事務職員 1名以上(常勤・非常勤兼務)

事務職員は、必要な事務を行う。

(9) 介護支援専門員 1名(常勤兼務)

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(10) 調理員(委託業者)

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

2 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

3 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

(1) 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。

(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

(5) 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

(6) 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

(7) 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

(8) 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 居住費 従来型個室1, 231円/日・多床室915円/日

(2) 食費 1, 445円/日

(3) 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

(4) 理美容代 実費

(5) 事務管理費 3, 000円/月

(6) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

(7) 教養娯楽費(レクリエーション・クラブ活動等) 材料代等の実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活を行うこと。

(2) 火気の取り扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 職員は、職務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、職務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人清澄会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。